

平成24年(う)ホ1860号

控訴理由書

2012年11月26日

東京高等裁判所
ホ18刑事部 御中

被告人 大高正二

本件は捏造事件

私は被害者とされる杉田憲治を殺っていない。又、公務執行妨害もしていない。何故なら、私が公務執行妨害をしたとされる時には、杉田憲治他多数の裁判所職員に依り私が暴行を振るわれていた。この点については、一審に於ける私の最終意見陳述要旨で立証している。

誤記がある判決書は無効

一審判決書には誤記述がある。間違った記述がある決定は無効である。その裏に明確な悪意があるからである。即ち、公判中に明らかにされた真実を無視して、検察の主張だけを採用了判決である。間違った記述とは、判決書の始め部分に、山本佐吉子検事、大川恭子検事之名と弁護人6名(全員の名前は明記されている)、被告人が出席の上、審理し、判決を言い渡したと記述されている。しかし、之名の女性検事は

出廷に居らず、3名の検事らも男性が出廷した。

裁判所は犯罪組織

この3名は裁判所から、検察から、弁護人に担当が替わった事を通知されていない。従って、各自の氏名と彼等が検事であるかも不明であった。出廷後に私が収監される時に立ち合いの為であらうが、主任検事らしい者が私の傍らに来たので、「変更通知」が無かった事を言うと、「無かった事」を認め、「この後、変更を通知する」と言った。杜撰な手続まである。

最終意見陳述以前に判決書が作成されていた。

それは兎も角、出廷に居ない者が出廷した事になっている事である。山本検事は判決日の4ヶ月以上前に担当検事を外れて、大川検事に替わったのである。その事は弁護人に通知があり、為鳥、弁護人はそれ以後は事務連絡を大川検事ととっていた。それでは、山本検事が判決日に出廷した理由は何が。判決日の直前の公判日は約3ヶ月前の6月13日である。この日は、弁護人の弁論と被告人の最終意見陳述が口頭で行われた。この日の検察官は大川検事1名で、既に山本検事は出廷していない。従って、この時点で判決日には山本検事が出廷しない事は判断出来る。判断出来るが、と言う事は、判決書が6月13日以前に作成されたものと推認される。即ち、弁護人の弁論と被告人の最終意見陳述を無視して作成されていたのである。更に、この推認を強くする事を記述する。6月13日の直前の公判日は約1ヶ月前の5月に開廷さ

れた。この日は検察の論告求刑が口頭で行われた。本審からは大川検事が論告求刑をやるべき法廷に既に転任し、担当を外れた小本検事が大川検事と共に来廷し、論告求刑書を読み上げたのである。この論告求刑書は小本検事が作成したものであろう。理解不可能な文章が多数記述されている。そのような論告求刑書で大川検事が読み上げる事を嫌った為、小本検事がわざわざ来廷に読み上げたものと推測している。

論告求刑書と最終意見陳述要旨等、一審の裁判記録は、<http://www.ohtakasyouji.com/>に掲載されているので参照して確認したい。

でたらめ裁判

この様に判決日の4ヶ月以上前に担当を外れた小本検事が来廷して、論告求刑を読み上げている。この事について裁判所からも、検察からも本審に通知がなかった。裁判所は知らなかったから通知しなかった事は来ない。人の運命を左右する大切な裁判に於いて、

このような杜撰な行爲は許されない。6月13日の公判終了後、裁判長は判決日を7月18日と言う短期間に設定する事を望んだ。1か、弁護士全員が「差支え」と主張した為、7月19日に決った。この事が6月13日には既に判決書が作成されていた事を窺わせている。

でたらめ判決

被告人、弁護人の主張を無視して判決書が作成されたのである。双方の主張を聞き、真実を見極めて



作成された判決ではない。仮に、裁判官が弁護人の弁論と被告人の最終意見陳述要旨を読んだ上で判決書を作成したとするならば、決して一審判決書の様な判決にはならない。必ず被告人は無罪となる。

裁判所は犯罪組織

さらけ裁判を乱発する現状を継続させる事は、日本社会を混乱させ、崩壊させる事となる。司法と言う行政組織の人達が不正な利益を得る毎に、日本社会を崩壊させる事は絶対防がなければならぬ。この裁判の結果が凶となり、日本の活動は止まらぬ。

裁判官は覚醒しろ。

裁判官諸君の覚醒を望む。本の気所毎が、覚醒の気配が感じられる昨今である。その気配を確かたものにしたい。

裁判官の誤魔化し。

公務執行妨害については一審に於いて被告人が提出した最終意見陳述要旨に分かり易く記述したが裁判官は理解出来なかった。所以故に更に分かり易く記述する。一番はつきりさせなくてはならない事は「庁舎管理規定に定められている構外退去命令を有形力の行使を以て裁判所の職員が強制的に執行出来るのか」と言う事である。一審判決書には合法であると思込ませる様に記述されている。1か。警察官以外の者が他の者に有形

力を行使する事は法律上未だない。暴れている者、逃亡しようとする者に対しては例外的に最小限の有形力の行使は最高裁判例で認められている。この判例は一審論告求刑書での記述されている。警察官であっても緊急時以外の有形力の行使は令状が無いと認められている。これは憲法33条に定められている。庁舎管理規定にも「有形力を以て強制執行しては良い」とは定められていない。庁舎管理規定の違反者に対する罰則は無い。罰則が無いと言う事は「強制的に従わせる事は未だない」と言う事である。

裁判所は暴力団

私が8月10日に構外退去の強制執行を受けた時には、検察が証拠として監視カメラの映像を見ても分かる通り、私が暴れたり、逃亡しようとする言動は無い。何も拘わらず私の裁判所職員10数人に依って、有形力を以て構外退去をさせられた。これは裁判所職員に依る暴行であり、犯罪である。

裁判官の誤魔化し

一審判決には「命令する事が未だない」(equal)「強制執行未だない」と思込ませようとする記述がある。ここに裁判官が誤魔化そうとする意図が窺える。裁判所の利用者と庁舎管理権者とは命令系統が全く異なる。管理権者の命令系統には利用者は入っていない。命令系統が異なる者からの命令は無視する事が未だない。従って必要が無い。命令系統に入っている者は従わなければならない。

上司に解雇、降格、減給、左遷させられるから従わな
い訳にはいかない。利用者はそんな心配が無い。従
って、利用者に対して強制的に従わせる為には法律で
罰則を作らなければならぬ。法律は国会で作るも
ので、各庁舎が勝手に作る事は出来ない。

世の中の非常識が裁判所の常識

以上が世の中の常識である。法律を学び、難し
い試験に合格し、永年裁判官を勤めた3人の者が
非常識の判断をし、判決をした。更に重大な間違い
を判決書に記述した。世の中で言う非常識な事が
裁判所では常識として行われている。この様な裁判
所をいろいろな型で批判している被告人に対して、
“裁判所の常識”が存分に発揮された裁判であった。
“裁判所の常識”とは分かり易く表現すれば、“無実の
者を有罪にしてしまう”事である。

裁判所は犯罪組織

一番裁判は東京高裁が捏造した事件で無実の私を
有罪にする裁判であった。本件で2010年8月10日に私が構
外退去命令を強制的に執行された原因は、私がその1
2年前に、東京地方裁判所429号法廷前の廊下で、40
0名以上の裁判所職員が金鉄柵を置いて物々しく通行止め
をしていたので、その異常さをカメラで撮影し携帯電話
で撮映した為、それ以来、私は携帯電話の裁判
所への持ち込み禁止を口頭で言い渡されたのですが、
本件の8月10日に同携帯電話を持ち込み所持してい

た真だ。

“録音録画の禁止”はでたらめ裁判隠し。

公共施設に於いて、録音録画を禁止する法律は日本には無い。私はどこかの警察署でも録音録画をやっている。「録音録画をどうして禁止したい」と考えているのは裁判所だけだ。それは裁判所がでたらめ裁判をやり、嘘ばかりついているからだ。~~それ~~嘘とでたらめが世の中の人々バレない様にする為だ。

事件提告犯人は東京高等裁判所。

本件の告発者は東京高等裁判所事務局長である。本件を担当する、東京高等裁判所刑事二部は、同じ東京高等裁判所に所属する部所であるが、東京高等裁判所が捏造した事件で、世実の者を有罪にしようとする、極めて不当な行為に加担する事なく、公平、公正な裁判を行う事を望む。

東京高裁が告発した事件を同じ身内の東京高裁が裁判する事も非常識である。

裁判官を増員に、でたらめ判決を無くせ。

悪事を働く者は発覚を恐れて細心の注意を払って実行する。本件については裁判所の許認指揮及び判決、検察の起訴、警察の逮捕の全てに過ちが露出している。用心深く犯行した様子が無い。今迄にも多くの被告人達が司法3機関

(裁判所、検察、警察)の過ちは指摘されて来た。しかし、裁判を経験した事がない多くの国民は司法3機関を信頼して、司法3機関の不正を訴えた被告人達の負け惜しみと受け止めて来た。そんな国民の信頼を裏切って司法3機関はでたらめを繰り返して続け、ついに、不正が堂り前に出た。不正を不正と感心なくなった事件が本件である。

裁判官を増員して、でたらめ裁判を無くせ

大量に発生する裁き切れない裁判件数を片付ける手段として審理せず判決すると言う不正を繰り返した。負けさせられるのは常に弱者だ。お金が無い、暇が無い、組織を持ってない弱者ばかりが負訴させられる。法律を無視ばかりするのは「法律の番人」と言われる裁判所だ。

裁判官を増員して、でたらめ裁判、でたらめ判決をやめさせるべきだ。

裁判官諸君、覚醒して下さい。

以上

これは被告人 大高正二が自筆、
自署した謄本である。

2012年11月26日。

東京拘置所内 大高正二

